

令和6年9月4日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

### 理由説明書

苦情申出人は、名古屋高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

### 記

#### 1 開示申出の内容

- (1) 名古屋高裁の裁判事務の分配等に関する申合せ集（現在有効なもの）
- (2) 名古屋高裁民事部の破棄判決又は破棄決定の原審への送付に関する文書（最新版）

#### 2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の各開示の申出に対し、令和6年7月29日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

#### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 原判断庁において、本件開示申出に係る文書を探索したが、いずれも存在しなかった。
- (2) 1の(1)の申出に係る文書については、原判断庁においては、裁判官の配置や裁判事務の分配等について定めた文書に基づき裁判事務の分配を行っており、当該文書以外に裁判事務の分配等に関する申合せ集を作成又は取得することが必要的とはいはず、上記開示申出文書が存在しなかつたとしても不自然ではない。

- (3) また、1の(2)の申出に係る文書については、原判断庁は、当該文書を探索したところ、司法行政文書として作成又は取得していなかったことから、不開示としたものであり、原判断に不合理な点はない。
- (4) よって、原判断は相当である。